

議員提出議案第9号

交野市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

条例案……別記

平成30年10月3日提出

提出者	交野市議会議員	皿	海	ふ	み
賛成者	交野市議会議員	三	浦	美	代子
〃	〃	岡	田	伴	昌
〃	〃	片	岡	弘	子

交野市議会基本条例の一部を改正する条例案

交野市議会基本条例の一部を改正する条例

交野市議会基本条例（平成25年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「議会報告会」の次に「等」を加え、同条中「議会報告会」の次に「等」を、「市民」の次に「等」を、「意見交換を」の次に「必要に応じて」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。